

# 社会貢献活動の促進に関する基本方針

京

都

府

# 目 次

1	基本方針策定の趣旨	P 1
2	社会貢献活動の定義とその役割	P 2
3	京都府における社会貢献活動の現状と課題	P 3
(1)	NPOの活動実態	
(2)	NPOの現状と課題	
(3)	特定非営利活動法人の認証状況	
(4)	ボランティアに関する府民の意識	
4	社会貢献活動を促進していくための方策	P 4
(1)	行政とNPO等とのパートナーシップの確立	P 4
	【基本的な考え方】	
	ア 役割分担の見直し	
	イ 新しいパートナーシップの構築	
	【施 策】	
	ア 情報の公開・提供	
	イ NPO等との協働事業の推進	
	ウ NPO等の政策提言を施策に反映させるための仕組みづくり	
	エ 中間支援団体との連携	
(2)	NPO等の活動基盤・環境の整備	P 6
	【基本的な考え方】	
	ア NPO等の自主性、自立性を尊重した支援	
	イ 間接支援	
	ウ 京都府の実態に即した支援	
	エ NPO等の実態に応じた支援	
	【施 策】	
	ア 広報・啓発、気運の醸成	
	イ 情報提供	
	ウ 相談・コーディネート	
	エ 人材の確保・育成	
	オ 活動拠点の確保	
	カ 財政支援	
	キ 業務委託	
(3)	関係機関等との連携	P 9
	【基本的な考え方】	
	【施 策】	
	ア 国との連携	
	イ 市町村との連携	
	ウ 企業、大学等との連携	
(4)	施策の推進	P 10
	【基本的な考え方】	
	【施 策】	
	ア 基本姿勢・基本方針の明確化	
	イ 組織体制の整備	
	< 施策一覧 >	P 11

## 参考資料

## はじめに

21世紀の扉が開かれましたが、わが国は、少子・高齢化の進行、経済成長率の低下、国際化の進展、地球規模での環境問題の深刻化など社会構造が急激に変化してきており、これらに対応していくための変革が迫られております。

他方、社会の成熟化に伴い、人々の意識は、物質的な豊かさから、生きがいや自己実現など「心の豊かさ」志向へと変化してきており、一人ひとりの多様な価値観や個性が尊重される社会の実現が求められています。

このような状況の下、様々なニーズに応え、問題の解決に自主的に取り組むNPOやボランティアなどによる社会貢献活動を促進することが大変重要になっていることから、京都府では、平成11年3月に設置した「民間非営利団体等による社会貢献活動促進懇話会」にその方策等についての検討をお願いし、昨年12月に、行政とNPO等とのパートナーシップのあり方や、NPO等の活動を促進するために実施すべき施策などを示した提言をいただいたところであります。

また、今年1月からは、21世紀の京都府づくりの指針となる「新京都府総合計画」をスタートさせたところですが、この計画では、「むすびあい、ともにひらく新世紀・京都」を基本理念とし、人と人、人と自然、地域と地域などが結びあい、支え合いながら、お互いを高め合う、新しい豊かな関係やネットワークを築いていくこととしております。

社会貢献活動は、このような社会づくりを進めるための大きな原動力の一つとなるものであり、NPO等にはその主体として大きな役割が期待されていることから、計画期間である2010年までにNPO法人の認証数を500団体とするなどの目標を掲げ、NPO等との協働を推進し、総合的支援施策を実施していくことを明らかにしております。

この基本方針は、これらを踏まえ、社会貢献活動を促進するための施策を実施していく基本的な考えや方向を示したものであります。

今後、この基本方針に基づいた施策を着実に実施し、NPO等を積極的に支援していくことにより、京都府における社会貢献活動が促進され、府民の皆様が主体的に地域づくりに参加する活発な社会が実現されていくことを期待しております。

終わりに、この基本方針の策定に当たり、御提言を賜りました懇話会の委員の皆様をはじめ、御意見をいただきました府民の皆様から心から御礼を申し上げますとともに、これからの施策の推進につきましても一層の御理解と御協力をお願いいたします。

平成13年4月

京都府知事 荒 巻 禎 一

## 1 基本方針策定の趣旨

### 時代背景

新しい世紀を迎えた今日、これまでわが国を支えてきた、行政や企業、自治会・町内会等の地縁団体を中心とした従来型の社会システムだけでは、複雑・多様化した社会的ニーズに応えることが困難になってきています。

他方、住民の社会参画や自己実現の欲求が高まり、自主的な参加活動を基本とする新しい主体として、NPO（民間非営利団体）など問題解決能力を備えた市民セクターが発展してきています。

このようなNPOやボランティア（以下「NPO等」という。）などによる社会貢献活動は、阪神・淡路大震災、日本海重油流出事故、地球温暖化防止京都会議などを契機に、社会の注目を集めることとなり、平成10年12月には、NPOが、社団法人や財団法人などと比べて簡易な手続きで法人格を取得できることを内容とする、特定非営利活動促進法が施行されました。

### これからの社会

これまでは、公共サービスは主に行政が提供するものとされてきましたが、これからの社会では、NPO等が公共的サービスの提供主体となって、行政や企業などと、それぞれの特性を活かした形で役割分担し、協働しながら、社会的課題の解決と地域社会づくりに主体的に参画する動きが広がってくるものと思われまます。

### 基本方針策定の趣旨

このように、新たな社会的ニーズに的確に応え、豊かな社会を実現していくためにNPO等が果たす役割は大変重要であります。わが国の現状では、NPO等は、組織的・資金的に未成熟なものが多く、今後、NPO等を社会全体で支え、後押ししていく必要があります。

この基本方針は、こうした時代背景や将来展望、NPO等の現状を踏まえ、NPO等との協働の重要性を示すとともに、社会貢献活動を促進するための施策を実施していく上での基本的な考えや方向を示すものです。

## 2 社会貢献活動の定義とその役割

### 定 義

この基本方針では、「NPOやボランティアなどが自主的、自発的に行う、一定の公益的目的を有する社会参加活動」を対象とし、これを「社会貢献活動」と呼ぶこととします。

### 役 割

社会貢献活動には、住民の多様化しているニーズに対して、行政では提供できない公共的サービスを提供したり、場合によっては、行政よりも高水準あるいは効率的な公共的サービスを提供するという役割があります。

また、行政や企業と住民との橋渡しの役割、行政や企業とNPO等との協働を促進していく役割なども期待されます。すなわち、住民の様々な要求に応えることで問題を顕在化させ、行政施策に反映させたり、活動を通じて得た情報や専門知識を活かして行政に政策提言を行ったり、企業に新たな商品開発の提案を行う役割などです。

さらに、その活動を通じて、社会の仕組みを点検・評価し、住民に対して情報を提供していく役割なども期待されます。その他、住民の社会参画や自己実現の場を提供する役割や、新たな雇用の場を創出する役割なども期待されます。

#### ・「NPO」とは

... 「Non Profit Organization」の略で、直訳すると非営利団体となる。

広義には、社団法人などの公益法人や、生活協同組合、団地の管理組合等の公益的組織などを含む、営利を目的としない団体の総称としても使われるが、狭義には、自発的・自立的な市民活動に取り組む「市民活動団体」を指す。

この基本方針では、社会貢献活動の主体という意味で、広義のNPOを視野に入れつつ、主として狭義のNPOを指すこととする。

#### ・「ボランティア」とは

... 自発的な意志に基づく個人の社会に貢献する活動を意味する場合もあるが、この基本方針では、主として社会に貢献する活動を行う個人をいうこととする。

### 3 京都府における社会貢献活動の現状と課題

#### (1) N P O の活動実態

京都府が平成10年度に行った調査では、府内にN P Oは4,214団体あり、主な活動分野としては、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が39.5%、「まちづくりの推進を図る活動」が16.9%などとなっています。

地域別では、京都市内の団体が2,727団体と圧倒的に多く、以下、宇治市の166団体、舞鶴市の152団体などとなっています。

#### (2) N P O の現状と課題

京都府が平成11年度に、上記の団体から2,000団体を抽出して実施した実態調査からは、次のような現状や課題が明らかになっています。

組織的・財政的に小規模で、活動の担い手や、資金、事務所、機材、情報、社会的な認知・信用等が不足している団体が多い。

活動エリアが狭く、地域に密着した活動を行っている団体が多い。

京都府に対しては、「活動資金の援助」「活動環境がよくなるような市町村や企業等への働きかけ」「活動交流拠点の整備」などを要望する団体が多い。

京都市域では、他の地域に比べ、会員規模や財政規模が大きい団体の割合が高い。

#### (3) 特定非営利活動法人の認証状況

京都府知事が認証した特定非営利活動法人（N P O法人）は、平成13年3月30日現在で、100団体となっており、法人化の動きが進んでいます。

活動分野では、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が55団体、「社会教育を図る活動」が38団体、「文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」が32団体、「まちづくりの推進を図る活動」が31団体などとなっています（活動分野が複数の法人がある）。

地域別では、京都市内に事務所を有する団体が70団体と圧倒的に多く、以下、向日市、長岡京市がそれぞれ4団体、福知山市、舞鶴市、宇治市がそれぞれ3団体などとなっています。

#### (4) ボランティアに関する府民の意識

京都府が平成8年度に実施した府民の意識調査によると、ボランティアについて、次のようなことが明らかになっています。

ボランティア経験のある人は22.5%、ボランティア経験のない人のうち、何らかの形で参加する意向をもっている人は51.0%となっている。

ボランティア活動推進策として求められているものは、「活動中の事故に対する保険制度の整備・援助」が52.9%、次いで「活動先の情報などが得られるシステムづくり」41.5%、「活動に対する報酬や交通費などの実費の負担に対する支援」31.2%となっている。

## 4 社会貢献活動を促進していくための方策

### (1) 行政とNPO等とのパートナーシップの確立

#### 【基本的な考え方】

#### ア 役割分担の見直し

行政とNPO等は、ともに公共的・社会的な側面を持っており、これまで行政が担ってきた公共サービスを見直し、最適な提供主体を選択していくことにより、多様な主体による多彩なサービスが提供されることとなります。そのため、それぞれがお互いの特性を活かせるよう、役割分担を見直していく必要があります。

その場合、行政とNPO等とは対等の立場でお互いに補完し合うものであるということを基本に、「本来的にどちらが担当すべきか」、「担当することが可能か」、「どちらが担当した方が効率的か」といった視点に立って、個々の役割分担を考えていくことが必要となります。

#### イ 新しいパートナーシップの構築

行政とNPO等が、ともに公共的サービスを提供していく場面では、互いにパートナーであることを認識し、協働していくことが重要です。

真のパートナーシップを構築するためには、相互に上下の関係を付けることなく、適度な緊張関係を保ちながら、信頼関係に基づいた良好なパートナーシップを構築していく必要があります。

#### 相互の立場の尊重等

行政とNPO等とは、それぞれ独自の価値観や行動原理を持っています。お互いの違いを理解・尊重し、また批判を受容し合いながら、自立、対等、相互補完の関係を構築していくことが重要です。

#### NPO等の自助努力と行政の意識改革

NPO等には、専門性や事業遂行能力等を向上させるなど、活動の質を高めるための自助努力が求められます。

行政は、NPO等に対する理解を深める必要があります。また、多様な価値観を持つNPO等を、行政の価値観だけで判断することがないように注意する必要があります。

#### 情報の共有化

行政とNPO等の中に情報の偏りがある場合は、良好なパートナーシップを構築することはできません。お互いに情報の公開・提供を一層進め、情報の共有化を図っていく必要があります。

## 【施策】

### ア 情報の公開・提供

京都府が保有する各種情報の公開・提供に努めます。

### イ NPO等との協働事業の推進

#### 事業の共催、共同実施等

企画立案、運営実施など様々な面で協力し合って、事業の共催や共同実施を進めます。

また、NPO等が実施する事業に対して、情報、場所、ノウハウ等の提供を行うなど、連携・協力を進めます。

#### 業務委託等

これまで京都府が担ってきた事業について、より効果的・効率的な実施が可能なNPO等への業務委託を推進します。

企業、公益法人、NPO等の間で適正な競争が可能となるよう、情報の提供、業者登録、コンペへの参加などを促進します。

### ウ NPO等の政策提言を施策に反映させるための仕組みづくり

#### 意見交換の場の設置

NPO等との相互理解を深めていくため、意見交換の場を設けます。

#### 各種審議会への参加促進

NPO等の意見や政策を京都府の施策に反映させていくため、各種審議会や委員会などの委員に、NPO等の関係者を積極的に登用していきます。

#### 府政へのNPO等の参加機会の拡大

施策の企画立案・決定・実施・評価の各段階でNPO等の意見や提案を反映させるため、パブリック・コメント制度（意見提出制度）の導入を進めるとともに、新しい手法や具体的な仕組みを検討していきます。

### エ 中間支援団体との連携

NPO等の実態を把握し、運営等のノウハウを有している中間支援団体（NPOを支援するNPO）との連携を図っていきます。

情報交換を密に行っていきます。

NPO等への支援事業を協働しながら行っていきます。

## (2) N P O 等の活動基盤・環境の整備

### 【基本的な考え方】

#### ア N P O 等の自主性、自立性を尊重した支援

N P O 等の自主性、自立性を尊重して、N P O 等の活動基盤や活動環境の整備に重点を置いた側面的な支援を行っていきます。

補助金等の直接的な支援を行う場合には、組織・財政などに多くの問題を抱える立ち上げ期に行ったり、助成期間を限定するなど、行政依存にならないよう、執行方法等を工夫します。

#### イ 間接支援

N P O 等の自主性、自立性の尊重という観点からも、同一セクター内でN P O 等の活動をサポートする中間支援団体を介した支援を推進していきます。

また、活動エリアが狭く、地元に着した活動をしている団体が多いことから、市町村との連携を図り、その取組を支援していきます。

#### ウ 京都府の実態に即した支援

特定非営利活動法人の認証件数や団体の規模、社会貢献活動に関する情報量や意識などにおいて、京都市域とその他の地域との間に差が認められることから、当面、北中部地域や南部地域において、気運の醸成や相談、サポート機能の整備などの施策を重点的に実施していきます。

一方、京都市域においては、京都市などと役割を分担し、相互に連携を図りながら、支援の取組を進めていきます。

#### エ N P O 等の実態に応じた支援

N P O 等には、組織的・資金的に未成熟のものもあれば、逆に組織的・資金的にもしっかりして高い事業遂行能力を有するものもあり、発展段階は様々です。

また、活動目的や活動内容における公益性の程度なども様々です。このような現状を踏まえ、画一的な支援を行うのではなく、例えば、立ち上がり期の団体へは財政支援を行い、事業遂行能力の高い団体へは委託を推進するなど、N P O 等の実態に応じた支援を行っていきます。

## 【施 策】

### ア 広報・啓発、気運の醸成

社会貢献活動の盛り上がりや社会的認知を進めるため、市町村や中間支援団体等とも連携しながら、広報・啓発や気運の醸成に努めていきます。

広報・啓発パンフレットを作成・配布します。

活動事例の発表機会の提供や活動事例集の作成を行います。

セミナーやシンポジウムを開催します。

京都府の広報媒体を通じてPRに努めます。

活動に対する顕彰を行います。

### イ 情報提供

NPO等に関する様々な情報の提供を行っていきます。

京都府のホームページや広報誌紙などで、NPO等に関する情報提供を積極的に行っていきます。

NPO相互の情報ネットワークを構築し、NPO等関連情報のデータベース化と府民への提供、電子メールによる相談の受付、電子会議室の設置運営などをインターネット上で行う情報交流の場（電子サポートセンター）づくりを、市町村や中間支援団体などと連携しながら行っていきます。

NPO等に関する説明会の開催などにより、情報提供に努めます。

### ウ 相談・コーディネート

NPO等に関する相談・コーディネート機能を整備していきます。

NPO等に関する説明・相談会を府内各地域で開催します。

京都市内への交通アクセスに時間がかかる地域での相談窓口の設置を、市町村や中間支援団体と連携しながら検討していきます。

電子サポートセンターによる相談・コーディネート体制の整備に努めます。

### エ 人材の確保・育成

NPO等の活動を担う人材の確保とリーダー等の育成を支援します。

府民のボランティアへの参加意識を高めるための啓発を行います。

リーダーやコーディネーターを養成するためのマネジメント講座等を開催します。

NPO等が行う研修などへの講師の派遣や紹介を行います。

NPO等におけるインターンシップ（学生等が実習・研修的な就業体験を行う制度）を支援することも検討していきます。

## オ 活動拠点の確保

NPO等の活動の拠点を確保し、団体相互のネットワーク化やNPO等が安定した活動を続けていくための基盤整備を進めます。

京都府民総合交流プラザ、府立総合社会福祉会館、京都府国際センターなどの既存施設の積極的な利用促進を図ります。

市町村や中間支援団体等とも連携しながら、公民館や空き教室、空き店舗の活用など、地域の実情に応じて活動拠点が確保されるよう努めていきます。

## カ 財政支援

(ア) NPO等の独立性や自主性を損なうことのないよう、活動に対する評価方法や支援時期、支援の方法などについて十分配慮しながら、財政支援を行っていきます。

### 補助金のあり方

補助金については、(2)の【基本的な考え方】のアで述べたように、執行方法等を工夫します。また、手続き上も公平性・公正性・公開性・透明性等が重要であり、交付基準の明確化、情報の公開、NPO等の責任の明確化、事業成果の報告と評価などに努めていきます。

### 財政支援情報の提供

行政や企業、公益法人などの財政支援情報を、中間支援団体などと協力して、インターネットなどで提供していきます。

(イ) その他、財政支援に関しては、公益信託制度、融資制度、税の優遇措置などについても検討していきます。

## キ 業務委託

NPO等への業務委託は、その専門性や機動性、柔軟性等を活用できることから住民サービスの向上が期待でき、活動支援にもなり、さらに雇用・就労機会の創出にもつながることから、活動実績や能力を見極めた上で、積極的に推進していきます。

### (3) 関係機関等との連携

#### 【基本的な考え方】

組織的・資金的に未成熟な段階にあるNPO等を社会全体で支え、社会貢献活動を促進していくため、関係機関等との十分な連携を図っていきます。

#### 【施策】

##### ア 国との連携

税の優遇措置等の制度化や、地方公共団体が行う社会貢献活動促進施策への財政支援等を要望していきます。

##### イ 市町村との連携

定期的に会議を開催するなどして情報交換を密に行っていきます。

市町村の職員に対する研修や市町村が行うNPO等に対する各種支援施策に対して、支援を行っていきます。

京都府内のNPO等の多くが活動している京都市との連携は、とりわけ重要であることから、連絡調整を密に行い、役割分担を明確にしながら、連携した取組の推進に努めます。

##### ウ 企業、大学等との連携

企業に対しては、フィランソロピーやメセナなどの社会貢献活動やボランティア休暇の制度化を奨励していきます。

NPO関連施策の検討を、大学などの研究機関と共同で行っていきます。

インターンシップなどの人材育成事業を展開している大学コンソーシアム京都との連携を強化していきます。

#### (4) 施策の推進

##### 【基本的な考え方】

これらの施策を着実に実施していくため、推進体制の整備などを図っていきます。

##### 【施策】

###### ア 基本姿勢・基本方針の明確化

基本方針については、施策の実施状況を把握し、積極的な推進に努めるとともに、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜、見直していきます。

府民参加のプロセスを大事にしながら、基本理念を示した「社会貢献活動の促進に関する条例」(仮称)の制定を検討します。

###### イ 組織体制の整備

京都府では、個別の施策目標を達成するために、各部局において社会貢献活動支援施策を実施してきていますが、今後は基本方針に基づく施策展開をしていく必要があります、そのための体制整備を図っていきます。

特定非営利活動促進法に基づく法人の認証・監督や、社会貢献活動促進のための施策を担当するセクションの組織体制の充実を図っていきます。

支援施策間の調整を図り、部局間の連携を一層密にしていくため、各部局横断的な連絡会議を設置します。

職員に対する啓発や研修を行い、NPO等に対する認識やパートナーシップに対する理解を深めていきます。

< 施策一覧 >

項目	内容	施策
パートナーシップの確立	NPO等との協働事業の推進	・事業の共催、共同実施
	NPO等の政策提言を施策に反映させるための仕組みづくり	・NPO等との意見交換の場の設置 ・審議会委員等へのNPO関係者の積極的登用 ・パブリック・コメント制度の導入
活動基盤・環境の整備	広報・啓発、気運の醸成	・広報・啓発パンフレットの作成 ・交流会の開催(活動事例の発表機会の提供) ・セミナーやシンポジウムの開催 ・広報媒体を通じたPR ・活動に対する顕彰
	情報提供	・ホームページ、広報誌紙による情報提供 ・電子サポートセンターの設置・運営 ・説明会の開催
	相談・コーディネート	・出張相談会の開催 ・相談窓口の設置 ・電子サポートセンターを通じた相談・コーディネート
	人材の確保・育成	・NPOマネジメント講座の開催 ・講師派遣 ・インターンシップの支援
	活動拠点の確保	・地域の実情に応じた活動拠点の確保
	財政支援	・財政支援情報の提供 ・公益信託制度、融資制度、税の優遇措置
	業務委託	・業務委託の推進
関係機関との連携	国との連携	・国に対する財政支援等の要望
	市町村との連携	・市町村担当者会議の開催
	企業との連携	・ボランティア休暇制度の啓発
施策の推進	基本姿勢・基本方針の明確化	・社会貢献活動の促進に関する条例の制定
	組織体制の整備	・社会貢献活動支援担当部署の体制整備 ・各部局横断的な連絡会議の設置 ・関係職員に対する研修

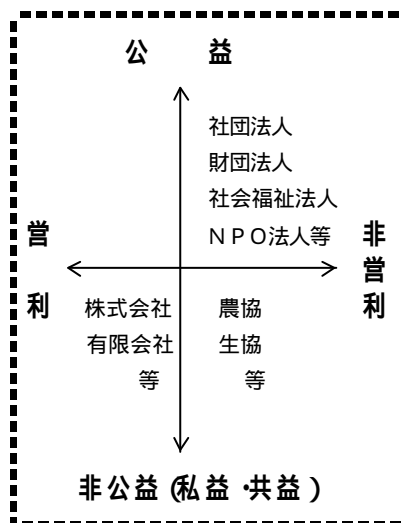
# 参 考 资 料

〔参考資料1〕

NPOの概念

第1セクター (行政)	国、都道府県、市町村		
第2セクター (民間営利団体)	株式会社、有限会社等		
第3セクター (民間非営利団体)  <広義の NPO>	法人 格有	公 益	民法による 法人  社団法人 財団法人
			特別法によ る法人  社会福祉法人 学校法人 宗教法人 医療法人  等
		共 益	特別法によ る法人  農業協同組合 生活協同組合  等
		公 益	特定非営利 活動促進法 による法人  特定非営利活動法人 (NPO法人)
	法人 格無	公 益	法人格の無 い市民活動 団体  福祉団体 国際交流団体 文化団体  等
		共 益	会員相互の 利益増進を 目的とする 団体  同窓会 団地の管理組合  等

<狭義のNPO>  
市民活動団体



## 〔参考資料 2〕

### 特定非営利活動促進法の概要

特定非営利活動法人になるには、次のような要件を満たすことが必要である。

- ア 特定非営利活動（注 1）を行うことを主たる目的とすること
- イ 営利を目的としないものであること
- ウ 社員（注 2）の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の 3分の 1以下であること
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- キ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないこと
- ク 10人以上の社員を有するものであること

（注 1） 特定非営利活動とは、

次に該当する活動であること（法律の別表）

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること

（注 2） 社員とは、社団の構成員という意味で、総会で議決権を持つ者がこれに該当

〔参考資料3〕

特定非営利活動法人の申請及び認証状況について

(平成13年3月30日現在)

1 申請・認証状況

申請数... 123 団体

認証数... 100 団体

2 申請・認証数の月別推移

月	平成10年度	平成11年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
申請数	7	45	7	5	3	3	8	5	5	5	9	5	10	6	123
認証数	0	43	2	3	4	3	8	4	0	9	8	4	3	9	100

特定非営利活動促進法の施行は、平成10年12月1日

3 申請・認証団体の主たる事務所の所在地

所在地	申請	認証	所在地	申請	認証
京都市	89	70	長岡京市	5	4
福知山市	3	3	京田辺市	2	2
舞鶴市	3	3	大山崎町	1	1
綾部市	2	2	木津町	2	2
宇治市	3	3	精華町	2	1
亀岡市	1	0	京北町	1	1
城陽市	2	2	丹波町	1	1
向日市	4	4	和知町	2	1

4 申請・認証団体の活動分野(複数の団体あり)

活動分野	申請	認証	活動分野	申請	認証
保健・医療・福祉	67	55	地域安全	10	8
社会教育	53	38	人権・平和	20	17
まちづくり	39	31	国際協力	25	19
文化・芸術・スポーツ	44	32	男女共同参画	10	8
環境の保全	37	30	子どもの健全育成	38	26
災害救援	6	3	団体への助言・援助等	31	22

〔参考資料４〕

特定非営利活動法人設立認証申請の受理及び認証状況

(平成13年3月30日現在)

都道府県名	申請数		認証数	
		人口百万 人当たり		人口百万 人当たり
北海道	193	33.9	173	30.4
青森県	23	15.7	22	15.0
岩手県	35	24.8	29	20.5
宮城県	86	35.9	77	32.2
秋田県	25	21.0	21	17.7
山形県	30	24.1	26	20.9
福島県	40	18.6	35	16.3
茨城県	66	21.6	63	20.6
栃木県	75	37.0	72	35.5
群馬県	84	41.3	77	37.8
埼玉県	88	12.4	83	11.7
千葉県	130	21.6	117	19.4
東京都	1,019	88.2	863	74.7
神奈川県	278	32.9	243	28.7
長野県	56	25.1	50	22.4
岐阜県	38	17.9	33	15.5
静岡県	131	34.6	110	29.0
愛知県	99	14.1	90	12.8
三重県	85	45.1	81	42.9
滋賀県	36	26.6	30	22.2

都道府県名	申請数		認証数	
		人口百万人 当たり		人口百万 人当たり
京都府	123	46.7	100	38.0
大阪府	326	37.6	274	31.6
兵庫県	146	26.1	118	21.1
奈良県	34	23.0	27	18.3
和歌山県	21	19.4	20	18.5
鳥取県	16	26.2	14	23.0
島根県	20	26.4	17	22.4
岡山県	54	27.4	48	24.4
広島県	71	24.5	62	21.4
山口県	45	29.4	38	24.8
徳島県	12	14.5	10	12.1
香川県	18	17.5	15	14.6
愛媛県	28	18.8	18	12.1
高知県	27	33.5	22	27.3
宮崎県	25	21.3	21	17.9
鹿児島県	21	11.8	12	6.8
沖縄県	27	20.5	23	17.5
小計	4,022	31.7	3,477	27.4
内閣府	386	-	323	-
合計	4,408	34.7	3,800	29.9

(注1) 「小計」の人口百万人当たりの数値は、都道府県全国数値を表し、「合計」の同欄の数値は、内閣府分も含めた数値である。